

議案第 27 号

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月8日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

鳥栖北部丘陵新都市基山地区 (基山グリーンパーク)	100分の10以上	100分の15以上
------------------------------	-----------	-----------

」

を

「

基山工業団地及びその周辺	100分の5以上	100分の5以上
立野・野口工業団地及びその周辺	100分の5以上	100分の5以上
第2立野工業団地及びその周辺	100分の5以上	100分の5以上
鳥栖北部丘陵新都市基山地区 (基山グリーンパーク)	100分の10以上	100分の15以上

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

企業の積極的な設備投資や立地促進により、雇用の創出や税収の確保など、町内経済の活性化を図るため、基山町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を改正する必要がある。

平成28年9月12日原案可決